

## 政務活動記録簿(年会費負担)

会派・議員名 小泉 米造

年月日	令和元年5月1日他			
年会費名	新生奈良研究会			
相手方	奈良新聞社			
年会費支払目的	国内外の諸情勢等の情報収集			
按分率の説明	75% (懇親会の費用を除く)			
活動内容等	<p>◆本会の活動内容 県内外の各界専門家・有識者による後援会・研修会の開催等。</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回の後援会、年2回の研修会の開催等</p> <p>◆参加者の状況 奈良県内の企業の経営者・地方議員等</p> <p>◆効果 県議会議員として、県政にかかわる政策提言が出来る様な資料提供受けてきた。</p>			
※年会費支払いの効果を明記のこと				
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	25,000	会費 60,000円×5月/12月	87
	年会費	30,000	会費 60,000円×6月/12月	71
合計 55,000円 (55,000円×75% = 41,250)				
備考	添付資料: 規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 新生奈良研究会規約

第1条 名 称

この会は新生奈良研究会という。

第2条 目 的

未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。

第3条 事 業

本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、随時、研修視察会も行う。

第4条 広 報

この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。

第5条 会 員

会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。

第6条 入退会

入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。

第7条 会 費

年会費は6万円とする。但し研修視察会などの特別な経費は別途徴収する。

第8条 会計年度

会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。

第9条 規則改定

規則の変更は諸般の事情を考え、随時、必要とあれば行う。

第10条 事務局

本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

## 第11号様式の10（第5条関係）

## 政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 小泉 米造

年月日	令和元年11月29日		
年会費名	内外情勢調査会年会費		
相手方	一般社団法人内外情勢調査会		
年会費支払目的	国内外の諸情勢等の情報収集		
按分率の説明	100%（懇親会の費用を除いた分はすべて政務活動）		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 各界各層の著名な人を講師として招いた、内外の政治経済等の勉強会又、会報誌からも情報を得ることが出来る。</p> <p>◆本会の活動頻度 毎月、全国懇談会と奈良県支部例会が開催されている</p> <p>◆参加者の状況 奈良支部例会で約50人程度</p> <p>◆効果 県議会議員として、県政にかかる政策提言が出来る様な資料提供を受けてきた。</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	196200円	懇親会費 43164円除く 196200円 - 43164円 = 153036円
	合計 153036円		
備考	添付資料：規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

## 一般社団法人内外情勢調査会会費規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人内外情勢調査会（以下「この法人」という。）の定款第7条に基づき、会費の納入に関する規定を定めることとする。

### (会費)

第2条 正会員および一般会員は、入会する支部により設定された次の年会費（税別）を納入しなければならない。

年会費 240,000 円…東京本部懇談会

年会費 204,000 円…城南、城北、東京北、銀座、墨田、

葛飾、新宿

年会費 192,000 円…札幌、宮城、多摩、青森、武蔵野、八王子、横浜、横浜みなと、千葉、さいたま、名古屋、静岡、大阪、河北、堺・泉州、大阪南、東大阪、大阪シティ、北摂おさか、京都、神戸、広島、福山、広島中央、福岡

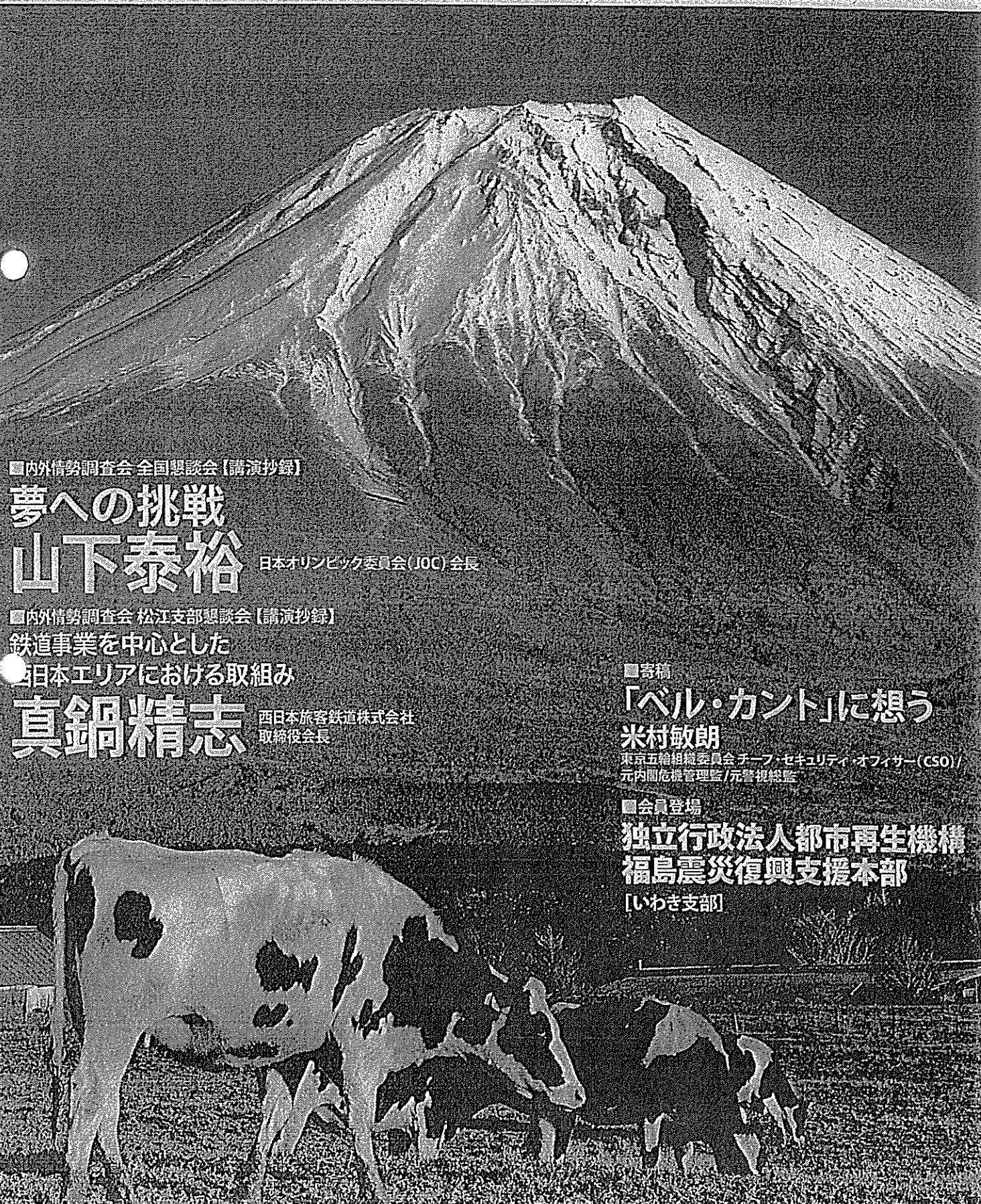
年会費 180,000 円…室蘭、苫小牧、帯広、釧路、旭川、函館、石巻、青森、弘前、八戸、秋田、盛岡、岩手県南、山形、庄内、福島、郡山、いわき、会津、江戸川、飛鳥、川崎、平塚、小田原、横須賀、武相、川崎北、厚木中央、湘南、東葛、南房総、京葉北部、成田、熊谷、川口、

### (会費の納期)

第3条 正会員および一般会員は、入会時および入会期間更迭時の1ヵ月前までに、年会費の全額を納付しなければならない。ただし、会員が官公庁の場合に限り、会費3ヵ月分（年会費の4分の1）ごとの後払いによる納付を認めるものとする。

### (会費の免除)

第4条 名誉会員の会費は免除することができる。



■内外情勢調査会 全国懇談会【講演抄録】

## 夢への挑戦 山下泰裕

日本オリンピック委員会(JOC)会長

■内外情勢調査会 松江支部懇談会【講演抄録】

鉄道事業を中心とした

日本エリアにおける取組み

## 真鍋仁志

西日本旅客鉄道株式会社  
取締役会長

■寄稿

## 「ベル・カント」に想う 米村敏郎

東京五輪組織委員会 チーフセキュリティ オフィサー(CSO)/  
元内閣危機管理監/元警視総監

■会員登場

## 独立行政法人都市再生機構 福島震災復興支援本部

[いわき支部]

## 第11号様式の5（第5条関係）

## 政務活動記録簿（広報紙の発行・発送等）

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和2年1月				
表題と発行部数	広報誌「スプリング」 10,000部				
対象者	一般県民				
配布方法	郵送				
発行目的	議会活動等の報告を行うとともに、県民の意見を募る				
按分率の説明	50% (後援会等の政務活動以外の記事があるため)				
内容	県議会報告 活動報告 後援会活動 等				
編集・制作・ 発送等に要した 経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	封筒代	P R 美術 印刷	83,765	長3封筒 10,000枚	55
	印刷代	P R 美術 印刷	461,450	10,000枚	80
	送料	日本郵便	12,600		78
	送料	日本郵便	690,069		90
※ 50%充当 合計 1,247,884円 ( $\times 50\% = 623,941$ 円充当)					
備考	添付資料：広報誌				

注 発行した広報紙を添付してください。

# 経験と実績 スプリング

小泉米造事務所：大和郡山市九条町238-4 TEL(0743) 52-5177 FAX(0743) 52-5225

新年あけまして  
おめでとう  
ございます

ございます

令和になつて初めての新年を迎えた皆様に心からのお慶びを申し上げます。昨年は統一地方選挙がおこなわれました。九回目の県議会選挙に挑戦しましたところ皆様方の力強いご支援とご協力のもと、当選を果すことが出来ました。皆様方に心からのお礼と感謝を申し上げます。本当にありがとうございました。

今日まで取り組んでもまいりました「近鉄郡山駅周辺のまちづくり」「リニア中央新幹線の大和郡山への中間駅設置」「防災減災対策」「県中央卸売市場の再整備」等々、引き続き頑張ります。高い志とそれを最後までやりぬく覚悟は、今までも変わることなく私の中に根づいています。

今年も凡事徹底（あたりまえの事を一生懸命にやる）を貫きますので、皆様方からのより一層のご指導ご鞭撻をいただきます。ようお願い申し上げます。これから寒さ厳しい折、充分ご自愛くださいますようお祈り申し上げ、新年のご挨拶と致します。

奈良県議会議員

小泉  
米造

県議会役職

奈良県議会がん対策推進議員連盟会長  
総合防災対策特別委員会副委員長  
厚生委員会委員  
議会運営委員会委員

## 代表質問要旨（令和元年9月定例会）9月17日開催 自民党奈良 小泉 米造

**1** 県内の企業立地の潜在力を高める道路整備について  
今夏の県の政府予算において、企業立地に資する道路整備の強化について要望しているが、第二阪奈道路と京奈和自動車道とを連結する道路を含め、今後、県内の企業立地の潜在力を高めるための道路整備を、どのように進めていくのか。

**2** 近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりについて

(1)近鉄郡山駅周辺地区において具体的なまちづくりの取組を着実に進めるにあたっては、これまで以上に大和郡山市との連携が必要になつてくると考えるが、今後、どのようにこの地区のまちづくりの取組を進めていこうとしているのか。  
(2)近鉄郡山駅周辺地区のまちづくりにおいて、地区内に流入する自動車交通の抑制を図る道路として位置づけられている都市計画道路城廻り線北郡山工区の進捗状況と、今後の見通しについて伺いたい。

**3**

中央卸売市場の再整備について

今般、県が策定する「中央卸売市場再整備基本計画」では、賑わいの拠点づくりに向けて、どのような再整備を進めていくこととしているのか。また、新しい市場に多くの方が訪れることが見込まれることから、場外からのアクセスや場内動線の整理が重要と考えるが、所見を伺いたい。

**4** がん対策について

(1)昨年度県が取りまとめたがん医療の見える化に関する報告書の成果を県民へ広く公表するとともに、市町村の現場へ還元していくことが重要であると考えるが、今回行われたがん医療に係る分析の成果を活用して、本県のがん対策をどのように進めていくこととしているのか。  
(2)県内のがんゲノム医療体制の現状は、どのようにになっているのか。また、今後、ゲノム医療を希望する患者が県内の病院で検査や治療を受けることができる体制整備が必要と考えるが、これからどのように進めていくこととしているのか。  
(3)がんゲノム医療に関する正確な情報が求められるなか、患者や家族の方からの相談に対応できるよう「がん相談支援センター」の相談員の資質向上が必要と考えるが、どのように取り組もうとしているのか。

**5** アルコール依存症対策について

県内におけるアルコール依存症の相談体制や、治療体制の整備状況について伺いたい。また、アルコール依存症からの回復については、断酒会などの自助グループと医療機関や行政機関との連携が不可欠と考えるが、どのように連携を進めようとしているのか。

**6** 小中学校における教員の不足への対応について

小中学校における教員の不足が全国的に問題となつていると聞くが、現在の県内小中学校における、産休・育休等を取得している教員の代替教員の未配置の状況と、教員確保に向けた具体的な方策について伺いたい。

## 奈良県内の活動



(日) 大和郡山市稗田町に於て  
中郷川と前川の合流地で地蔵院川場を同自治会の役員さんと調査



8月2日(金) 奈良県総合医療センター



8月6日(火) 奈良県障害者総合支援センター



(日) やまと郡山城ホールに於て  
中郷駅の大和進期成同盟  
立会



9月17日(火) 代表質問



5月9日(木) いかるがホール  
春の交通安全県民大会

## 小泉米造 活動報告

本

### 県議会がん対策推進議員連盟での活動



ム産業振興や医療福祉機器産業振課より説明を受け、その後 講壇を



9月28日(土)・29日(日)  
天理駅前コフンに於て



11月6日(火) 県議会第1委員会室に於て



10月10日(木) 近鉄八木駅に於て



10月10日(木) 奈良県社会福祉総合センターに於て  
「がん検診を受けよう!」奈良県民会議 総会・講演



予育ての援助対策と熊本県における推進状況を調査しました。

がん検診啓発活動を行政・議会・各種団体で行ないました。参加されていた長年がん問題に取組まれた104歳の馬詰真一郎氏と疾病対策課長の根津智子氏と記念撮影。

「がん検診を受けよう!」奈良県民会議が行なわれたがん検診の普及啓発に取組まれた団体への知事表彰を受けられた方々と記念写真を!

麻木久仁子氏



# 泉巣県政会活動報告

郷土をよくする集い  
3月7日(やまと郡山城ホール)



## グランドゴルフ大会



リレー・フォード・ライフ



パークゴルフ大会  
11月20日(二回戦)本



# 本部役員会



**小泉米造後援会** 大和郡山市九条町 797 TEL&FAX 0743-53-3873

# 泉栄県政会だより

会員の皆様方におかれましては、良いお年をお迎えのこととお慶び申し上げます。昨年は、泉州県政会事業発展の為、何かとお世話になり、厚く御理解申し上げます。

さて、昨年行われました統一地方選挙（奈良県議会議員）には、皆様方の暖かいご支援により、小泉米造氏の九期目の当選を果たす事が出来、心より感謝致しております。

昨年は天皇陛下の御退位及び皇太子殿下の御即位があり年号が令和とななり、それに伴う嚴かな儀式を多く見ることとなり、この国に生まれて良かつたと誰もが思つたことでしょう。

一方で台風や大雨により甚大な災害が発生し、多くの犠牲者が出で、今も

被害に苦しんでおられる方が沢山おられます。亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げると同時に一日も早い復興を願っています。

小泉米造議員は県議会においても厚生委員会委員、議会運営委員会委員、総合防災対策特別委員会副委員長、議会がん対策推進議員連盟会長等、一年の実績と経験を活かし活躍されています。また、リニア中央新幹線の大和郡山への誘致運動にも取り組んでおられます。今後の更なるご活躍を期待申しあげます。

終わりになりましたが、会員様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

障電富祉施設の理事長をなさ  
たいる教子の女史に会いに行  
ったら、彼女を車で送つて来たとい  
うご主人と久しうぶりにお会い  
た。以前、京都大学の総長をな  
さつておられ、現在理科学研究  
の理事長・松本紘（ひろし）<sup>（ひろし）</sup>とい  
うお偉い方で握手を交わしたが、わから  
ない出会いで、途端（とたん）に吃驚仰  
のだが、(びっくりぎょうてん) 総長の掌（おほほの手）  
なところがこの老婆（おいばれ）の手を覆（おお）い包（うづ）んでしま  
まい。どうやね寝くつき手でこざら  
た。一嗚呼（ああ）やつぱり天（てん）  
を牛耳（ぎゅうじ）つていなさるるト  
は凄い掌（て）をしていなさる第一  
と感嘆（かんたん）致した次第で  
あつたが、やっぱり大きさで  
支援集会が郡山城ホールであり、  
来賓に奈良県知事・荒井正吾（あらい まさご）  
と瞬時（しゅんじ）の握手をした  
のであつたが、

掌（たなこころ）一だった。天下を統（す）べる人は知（し）恵（え）もさることながら、大きな掌（たなこころ）が大事なのだと思つた。  
そもそも「掌（てのひら）」という漢字は「形（かたち）成（な）文（ぶん）字（じ）」と言つて「尚（てう）」は音を表わし、「手（て）」は意味を持つ。とを示し官職（くわんしょく）を司（つかさどる）る意味（みことのい）となるのだ。元（もと）総長（そうじょう）といふ意味（みことのい）といつても、そしていつもわれらの手（て）を握（にぎ）ついて下さる小泉（こいずみ）純一（じゅんいち）議（ぎ）といふ。昔（むか）り、私（わたし）の親（おやぢ）であつた中学校（ちゅうがっこう）の生徒（せいと）さんから、この大きな掌（てのひら）でギュート（握つて）下さるのは光榮（こうえい）のいたりである。  
故郷（ふるさと）の野郎（のりやう）で、今日（けふ）も百姓（ひやう）に勵（あお）いでいる「先生（せんせい）」、暑（あつ）い最（さい）中（なか）か「然（ぜん）中（ちゆう）庭（てい）」に懼（かか）らんように氣（き）をつけてね！」— 磐鷗（ばんとう）時代（だい）の教え子（おしげのこ）だ。よく取（と）つて腰（こし）当（あた）るに日陰（ひかげ）で休（やす）みなはれよ」と笑顔（わらいがほ）をたたえていたいお茶（おちゃ）のボトルを差し入れて所（ところ）へ一人（ひとり）つづつした。

くれた。私は嬉しさのあまり、つい彼女の手を掴つかんで、「儀（わざ）はのうり身り握り身たことがこのごろ女性の手を握り立つことがなく、女の手の温ぬくみに飢えているんじやわい」とお礼を申し述べれば「どうぞ、どうぞ。いらからでもごゆづき、でも相変らずお冗談（じょうだん）のお好きな先生。誰（だ）一れにてもこの手でね」と笑いながら暫しばらく彼女は美しい手を貸しててくれていた。学生の大好きな掌（て）ではなく、政治家の腕（すこ）いい掌（て）でもなく肺（とし）をとついていても女性の掌（て）は柔らかく温ぬくつかつた。

A black and white portrait of a man with dark hair and glasses, wearing a suit and tie. The image is grainy and appears to be a photocopy or a scan of a photograph.

泉栄県政会 会長 火狭 佳孝

A black and white portrait of Wang Kang, a man with glasses and a mustache.

【大きな掌（たなごころ）】

泉栄県政会  
名誉会長 井上三夫



郵便区内特別

奈良県議会議員

# 小泉米造事務所

事務所 〒639-1001 大和郡山市九条町238-4

TEL. 0743-52-5177番

FAX. 0743-52-5225番

## 第11号様式の6（第5条関係）

## 政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 小泉 米造

年 月 日	令和元年5月7日			
表題	県政報告ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い、意見・要望等を求める			
按分率の説明	按分率 50%（後援会等の記載があるため）			
内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員活動報告</li> <li>・県民への意見募集</li> <li>・議員のプロフィール等</li> </ul>			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	リース代	奈良新聞コミュニケーションズ	月 16,200	月定額
※50%充当 月 $16,200 \times 50\% = 8,100$ 円				
備考	ホームページアドレス： <a href="https://www.koizumi-yonezo.jp/">https://www.koizumi-yonezo.jp/</a> 添付資料			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

## 注文書

(お客様控)

No 03129

注文日2015年7月1日

(注文者)

住 所 = 639-1001

大和郡山市丸塚町 238-4

会社名

小龜米造事務所

TEL 07403 (52) 51177  
FAX 07403 (52) 52225

(納入者)



Nara Shim bun Communications

株式会社 奈良新聞コミュニケーションズ  
〒630-8001 奈良市法華寺町2番地4  
TEL:0742(35)2322 FAX:0742(35)2346

[www.nara-np.com](http://www.nara-np.com)

納入予定日	年 月 日
納入先	
締・支払日	日締 当月・翌月 日払
支払方法	リース・現金・振込・集金 その他(ヤクザクローン)
信販会社	

月額費明細	金額(元)
消費稅(%)	
月額費合計	

役員	部長	課長	担当者
			

# 契約事項

注文者(以下、甲という)と納入者(以下、乙という)とは、  
甲乙間のコミュニケーションシステム等の制作(以下  
「本業務」という)に関する取引について、以下のとおり  
契約(以下、「本契約」という)を締結します。

## 第1条(目的)

本契約は、甲が乙に対して発注する本業務に関する取  
引について、その基本条件を定めたもので、契約の履行  
に当たっては、甲、乙ともに信義に則り誠実にこれを履  
行するものとします。

第2条(業務内容)  
乙が甲に提供する業務は下記の通りとします。

1. 甲より与えられた原稿資料(写真・パンフレット・テラ  
・グ・データ等)やピアリング情報に基づく、WEBサイトの企画・  
設計・デザイン・(X)HTML制作・コミュニケーションシ  
・ステム(データベース駆動コンテンツ管理システム)  
等の導入
2. 既存の写真・画像等のスキャン(デジタル化)

\*1サイトあたりの土費:20枚

3. 紙データ(原稿・資料)のデジタルデータ化

\*1ページあたりの上巻:800文字

4. メールフォームの設置  
(携帯コミュニケーションシステムは除く)

5. メールアカウントの発行  
(携帯コミュニケーションシステムは除く)

\*1サイトあたりの上巻:10アカウント

6. レンタルサーバ  
(携帯コミュニケーションシステムは除く)

\*1サイトあたりの上巻:100MB

上記はコミュニケーションシステム内での提供内容と  
し、以下に定める内容(オプション)については有料と  
し、別途見積もとの上、ご相談させていただきます。

(1)掲載文章の作成(ライティング)  
(2)掲載文章の変更、追加

(3)掲載写真の撮影

(4)掲載写真の変更、追加

(5)デザイン・レイアウトの変更、追加

(6)新規ページの追加

(7)イラスト・似顔絵作成

(8)CD-R制作

(9)コピーライティング

(10)システム、プログラム(CG・PHP等)の開発及び  
設置

(11)リッチメディア(FLASH・動画等)の作成

(12)独自ドメインの取得

(13)公開後のページ更新、追加、修正、削除

(14)更新システムへの代行入力

(15)メールアカウントの追加発行

(16)サーバ容量の追加

(17)パソコン等の接続及び初期設定

(18)インターネットの接続

(19)メール(アカウント)の初期設定

尚、上記プラン以外または定めのないものについては別  
途契約とします。

第3条(デザインに関する取扱)

1. 提出するデザインは、トップページ(第一階層)と第二  
階層、第三階層、それれ1案を原則とします。
2. 甲が了承したデザインに関して、後に変更を希望する場  
合については、乙は別途料金を加算するものとします。
3. 変更業務が生じた場合、乙は制作期間を延長するこ  
とができるものとします。

第4条(制作途中の解約とその費用)

1. 本契約の申込後の取消や修正について、乙が申  
込を受け付けた本業務に着手した後は原則として行  
えないものとしますただし、止むを得ない理由で甲  
が解約を希望する場合は、その理由を述べかたに  
対して通知し承諾を得なければならぬものとし、制  
作途中までの費用を乙に対し支払わなければなら  
いものとします。

2. 乙の都合により、事由を問わず契約を途中で解約出  
来るものとします。その場合の制作料金は発生しない  
ものとします。

3. 制作完了後の返品・キャンセルは一切出来ないもの  
とします。

4. 制作途中の解約による規定損害金については、以下各  
号について定めるものとします。

(1) 甲が乙の創作者と打合せ後、甲の申し出により  
キャンセルする場合、乙は第5条1項に定める申込  
料金を負担するものとします。

(2) 甲が乙による制作開始後に申込の取消を行う  
場合、甲は乙が合理的な損失に基づいて計算  
した制作途中までの作業料金及び乙が本契約  
の遂行のために負担した実費をすみやかに支払  
わなければならないものとします。

(3) 本契約の失効後ににおいても、第4条4項(1)(2)は、  
その効力を有するものとし、甲に対する乙の規定  
損害金請求権の行使を妨げないものとします。

第5条(契約費用の支払時期及び方法)  
1. 甲は、本契約締結後1週間に以内に申込金を支払う  
ものとします。

2. 乙は申込金の支額をもって制作業務に着手するもの  
とします。

3. 甲は、本契約に係る代金を、成果物納入時に実施され  
る動作確認完了後、連絡なく乙所定の方法で支払うも  
のとします。以下各号についても定めるものとします。

(1) 消費税及び支払いに関する手数料は、甲の負担  
とします。

(2) 甲の支払方法が、乙が指定した信販会社を利用  
する場合、信販会社の規定に基づき信販会社と  
の契約及び支払いを行ふものとします。乙は、甲  
と信販会社の要約書、その契約に則して開示し  
ないものとします。

(3) 乙の業務開始後、甲の要求により、第2条1項~6  
項に定める業務以外の追加作業が発生する場  
合、当該作業に係わる費用を別途請求できるも  
のとします。

(4) 成果物納入前であっても、WEBサイト及びメール  
サーバの移動を必要とする場合、甲は当月よりレ  
ンタルサーバ契約等に係わる費用を支払うもの  
とします。

(5) 甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要  
した代金全額を請求することができるものとします。

(6) 甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要  
した代金全額を請求することができるものとします。

(7) 甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要  
した代金全額を請求することができるものとします。

(8) 甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要  
した代金全額を請求することができるものとします。

(9) 甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要  
した代金全額を請求することができるものとします。

(10) 甲がこの要請を拒否したときは、乙はそれまでに要  
した代金全額を請求することができるものとします。

第6条(甲の役割分担)  
1. 甲は本業務の遂行に当たり次の各自に走ら役割を  
分担するものとします。

2. 乙はWEBサイト制作に必要な原稿・資料等の提出  
2. 乙から要請された制作打合せへの参加

3. 乙から要請された中間成果物の確認作業

4. その他、本契約で定める各事項及び乙が要請した作  
業への協力

5. 甲の確認通知を乙が受信後、インターネット上の所  
定のアドレスにて公開し、成果物としてCD等のメディ  
アにて納品するものとします。

第7条(成果物の品質)  
1. 乙が甲に成果物の納品を行う前に、甲はインターネット  
上にて成果物の確認者とするものとします。成果  
物確認依頼の対象は、乙がEメール等の手段によ  
て甲に通知するものとします。

2. 甲は、成果物の確認依頼通知を受領後すみやかに乙  
にその内容の確認を行ふものとします。

3. 甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への  
返信メール、または文書等により行ふものとします。但  
し、確認依頼通知より受領後10日以内に乙宛への返信が  
無ければ甲により成果物の内容が承認されたもの  
とします。

4. 確認依頼通知より受領後10日以内に乙宛への返信が  
無ければ甲により成果物の内容が承認されたもの  
とします。

5. 甲の確認通知を乙が受信後、インターネット上の所  
定のアドレスにて公開し、成果物としてCD等のメディ  
アにて納品するものとします。

第8条(成果物の返品・再作成)  
1. 成果物の返品・再作成については、乙の責に帰するもの  
以外は受付をしないものとし、乙の責に帰するものにつ  
いては、乙の負担にて再作成を行ふものとします。

2. 甲の誤入力や記入に起因する間違いについては、再  
作成ではなく、新規の申込として受け付け、乙は早に  
乙所定の料金を請求できるものとします。

3. デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に  
原稿と多少の差異が生じる場合があるものとします。

第9条(品質保証)  
乙は成果物の品質前に表示および動作確認を行  
るものとします。保証する表示および動作環境は別途  
仕様書に記載するものとします。

## 第10条(著作権)

1. 成果物及びコミュニケーションシステムの著作権は乙  
に帰属し、甲は乙より、成果物及びコミュニケーションシ  
・ステムのライセンス使用権を得るものとします。ただし、  
既存プログラム等を利用する場合、その著作権はプロ  
・グラム作成者(会社・団体・個人)に帰属し、甲はそれら  
ライセンス使用権を得るものとします。

2. 乙が甲に納品するのは完成品(X)HTML,GIF,JPG  
・ファイル等のみとなり、制作時のデザインファイル  
(Photoshop,Illustrator,Fireworks等)やコミュニケ  
ーションシステム・プログラム(お問い合わせフォーム  
・ショッピングカート等)は離脱しないものとします。

3. 甲は成果物を複数、レンタルリース、販売、再許諾、譲  
渡またはその他の方法で再販売しないものとします。

## 第11条(禁止事項)

乙は、次のいずれかに該当した時(またはその恐れがあ  
る時は)甲の依頼を承認しない場合があるものとします。

1. 作成依頼内容に、虚偽の記載があったとき  
2. 許諾中傷記事の掲載依頼があったとき  
3. 非合法あるいは不適切と判断されたとき  
4. その他乙が契約にあたり不適当と判断したとき

乙は、契約後であっても甲が前項の何らかに該当するこ  
とが判明した場合、契約を取り消すことができ、その時点  
までに裏した代金を甲に請求出来るものとします。

## 第12条(個人情報の保護)

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を  
取り扱う場合は、個人情報保護法の規定を遵守し、個人  
情報の保護に努めなければならないこととします。

第13条(機密保持)  
甲および乙は、本契約または個別契約に関連して知り  
得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その  
他業務上の機密を、本契約の存続期間中はもとより本  
契約終了後においても第三者に漏洩してはならないこと  
とします。但し、前二項の範囲外

第14条(責任制限)  
乙は、創作物自体または制作物の使用から直接的または間接的  
に生じた損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負  
わないものとします。また乙が責任を負う場合でも、内  
制作代金のうち該当部分の全額を超過して責任を負わな  
いものとします。

第15条(免責)  
甲の当事者はストライキ、暴動、火災、爆発、天災、戦  
争、政府の行為、予測を超えたコンピューターウィルス  
の発生をもしくはその他当事者のコントロールを超えた原  
因により生じた契約不履行もしくは契約履行遅延に關  
して責任を負わないものとします。

第16条(協議)  
本契約に定めのない事項、または本契約の解釈等に  
問題が生じた場合には、その都度、甲乙双方誠意をもって  
協議し、内溝解決を図るものとします。



## 令和元年度事務所状況報告書

会派・議員名 小泉 米造

① 務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 大和郡山市九条町 238-4 電話 0743-52-5177 延べ床面積 223.57 m <sup>2</sup>
③ 他用途との兼用	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ( )
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先 [ ] ) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 223.57 m <sup>2</sup> (a) うち政務活動使用面積 223.57 m <sup>2</sup> (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間 (a) うち政務活動使用時間 時間 (b) (b) / (a) = 223.57 / 223.57 → 按分率 1 / 1
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方：面積按分)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ■来客専用 按分率 1 / 1 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方：事務所賃借料と同じ)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 1 (按分率の考え方：事務所賃借料と同じ)
⑨ 備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

# 建物賃貸契約

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 小泉米造 を乙として、両当事者間において、つぎのとおり建物の賃貸借契約を締結した。

## (使用目的)

第1条 甲はその所有に係る次の建物を小泉米造事務所として使用する目的で乙に賃貸し、その使用をさせることを約し、乙はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

大和郡山市九条町238-4

建物：木造瓦葺2階建

床面積：1階 137.76平米

2階 85.81平米

## (公租公課)

第2条 前条の建物の租税その他の公課は甲が負担する。

## (賃料)

第3条 前条の建物賃料は、1ヶ月金60,000円とし、毎月末日限り乙が甲の指定する金融機関に振込するものとする。

## (期間)

第4条 この賃貸借契約の存続期間は、この契約締結の日から平成27年4月迄とする。ただし、期間満了のときは、甲乙協議の上更新することができる。

## (解除)

第5条 甲は、乙が3ヶ月以上の賃料の支払いを怠ったときは、直ちにこの契約を解除することができる。

## (土地建物の保守)

第6条 第1条の建物の維持改良については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

## (損害の賠償)

第7条 乙がこの契約の条項に違反したときは、第5条の規定に関わらず、甲に対し、その受けた損害を賠償しなければならない。

## (契約の終了)

第8条 この契約終了の場合、乙は直ちに第1条の建物を甲に明け渡すものとする。前項の明け渡しが遅延した場合は、乙は賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。

平成23年9月~~24~~日

甲 (貸主) [REDACTED]

乙 (借主) 大和郡山市九条町797-1

小泉米造

## 駐車場賃貸借契約書

貸主 木野邦之助 (以下甲といふ) と借主 小泉米造 (以下乙といふ) とは、甲が所有する駐車場 (以下駐車場といふ) の賃貸借に関し、次の通り契約を締結する。

第1条 甲は乙に対し次の場所の駐車場を貸与し、乙はこれを借り受け賃料を支払うものとする。

所在 地 大和郡山市九条町239-1

駐車枠番号 5. 6. 15. 16. 17

第2条 本契約の賃貸借期間は平成27年5月1日から平成29年4月30日までの2ヶ年間とする。但契約期間満了に際し、甲乙いずれからも解約の申し出がない場合には、さらに契約期間は2ヶ年を単位として継続する。

第3条 契約は、月極契約とする。

第4条 賃料は 壱ヶ月あたり金17500円(消費税込み)とし、乙は 前月27日までに、翌月分賃料を甲の下記銀行口座に振り込むものとする。尚、振込手数料は乙の負担とする。

銀行名 南都銀行

口座番号

口座名 木野邦之助

- 第5条 乙は甲に対し、保証金として本契約締結と同時に  
金.〇万円を差し入れるものとする。
- ② 保証金には、利息を付せず、甲は本契約終了後に乙が本件駐車場を甲に明け渡し完了後、壹ヶ月以内に甲の損害金あれば、これを控除した後、乙に返還するものとする。尚乙の保証金返還請求権は、他に譲渡もしくは担保として差し入れることは出来ないものとする。
- 第6条 乙は、駐車場を契約車両の置き場としてのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。
- 第7条 乙は甲が定める駐車場使用規定を遵守しなければならない。
- 1、自動車を駐車させるとときは、他車の邪魔にならないよう整然と駐車させること。また駐車場内では低速で安全な運転を心がけ、他の自動車並びに駐車場設備等を破損したり傷つけたりなど一切ないようにしなければならない。
  - 2、この契約に基く権利を他に譲渡したり、名目の如何を問わず他に使用させてはならない。
  - 3、駐車場内に物品を置くなど、他の目的に使用しないことは勿論、自動車本体のガソリンタンク内のガソリンを除き、自動車内に爆発物、引火物、その他の危険物並びに法令により所持を禁じられている物を保管してはならない。
- 第8条 甲は天災、火災その他いかなる車両の事故、盜難、紛失等についても一切その責は負わない。また、乙の駐車すべき場所、もしくはこれに至る経路等に、他の自動車が無断もしくは違反駐車したため、乙の使用が妨げられた場合においても甲は乙に対して何等の補償、損害賠償等の義務を負わないものとする。

第9条 乙或はその関係者が故意又は過失によって駐車場の付帯設備、又は他の駐車場に損害を与えたときは乙はこれをすみやかに損害賠償しなければならない。

第10条 甲が、第2条の契約期間が過ぎ、本件土地を使用する必要が生じた場合には、乙は、甲の請求後、六ヶ月以内に本件駐車場を甲に対し、明け渡さなければならない。

(2) 前項の場合、乙は、甲に対し保証金の返還を除き、他に如何なる請求もしないものとする。

第11条 甲は乙が下記の事項のうち壹項目でも該当するときは甲は何等の通知催告なくして直ちに本契約を解除する事ができる。

- (1) 壱ヶ月分以上の賃料の支払を遅滞したとき。
- (2) 乙が破産、和議、会社更生、任意製理等の申し立てをなし、あるいは申し立てを受け、もしくはこれらの手続きを開始したとき。
- (3) 何等の通知なく壹ヶ月以上駐車場を使用しないとき。
- (4) 本契約の条項のうち壹項でも違反したとき。

第12条 本契約期間中であっても法令の定める事由又は経済情勢の変動、公租、公課その他の負担の増加等賃料増額を必要とする情勢が生じた事により甲から賃料の改訂を申し出た場合は乙はこれに応ずるものとする。

第13条 乙は、本契約終了後直ちに本駐車契約車両を撤去し、現状に復しなければならない。

② 前項に違反した場合は、乙は甲に対し、本契約終了後明渡しまでの間、本契約賃料の参倍の金員を、損害金とし支払わなければならない。尚、乙が、本契約終了後も自動車を残置する時は、甲は乙の費用でこれを適宜処分することができる。

第14条 甲から乙への通知は、本契約締結により乙から甲に通知してある住所宛に発信すれば足りるものとする。

第15条 本契約に関する紛争については、甲の居住地の裁判所を、第1審の管轄裁判所とする。

第16条 その他協議すべき事項の生じた場合は、甲乙において誠意をもって話し合いのうえ解決にあたるものとする。

第17条 【特約事項】

乙が本契約を解約しようとする場合、解約月の賃料は日割り計算をしない。

本契約を証するため本書式通を作成し、各自署名捺印のうえ、甲乙  
各巻通を保有する。

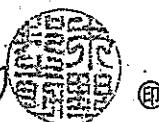
平成 27 年 4 月 27 日

甲 (貸し主)

住所 大和郡山市塩町七番地

氏名

木野 邪之助



電話 [REDACTED]

乙 (借り主)

住所 [REDACTED]

氏名

小泉 未造

電話 [REDACTED]

政務活動費 葉書・レター・バッヂ、切手受払簿(令和元年度)

造米泉小名風景圖

注 1 年度ごとに集計し、政務活動費収支報告書とともに議長へ提出するものとする。

2 切手等は郵送の都度、必要枚数を購入することとする。

3 送付内容、送付先を必ず記載すること。